

小金井市 地域防災計画

概要版



令和5年3月

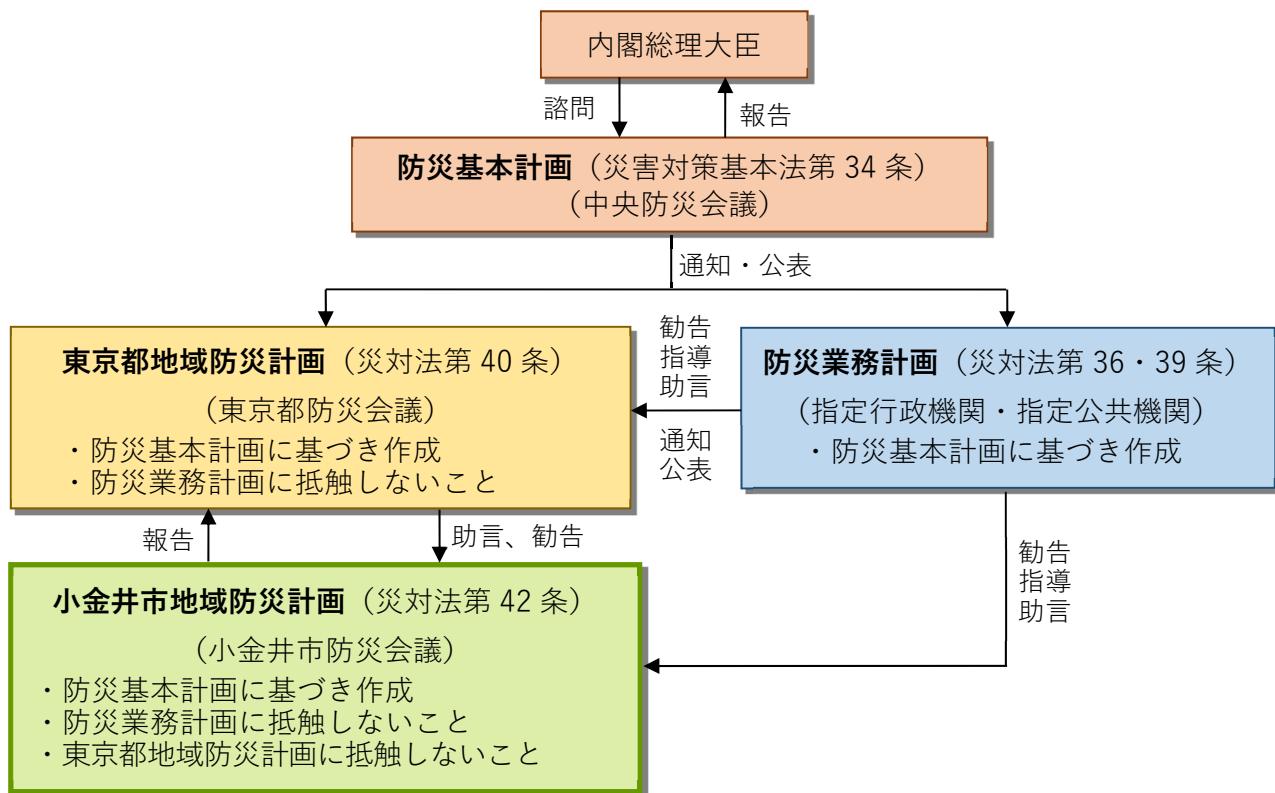
小金井市防災会議

| 小金井市の震災対策の概要

1. 地域防災計画とは

小金井市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、小金井市防災会議が作成したものです。指定地方行政機関や指定公共機関等が作成する防災業務計画や東京都防災会議が作成する東京都地域防災計画との整合を図り、一体的に活動する計画です。

地域防災計画には、都、市区町村、消防機関だけではなく、国の機関である指定地方行政機関、運輸、通信、エネルギーに関する事業者等、防災上重要な機関である指定公共機関、指定地方公共機関、さらには、市民の皆様、事業所や地域の防災組織、ボランティア団体等が災害時に実施する「予防対策」や「応急対策」、「復旧対策」を定めています。



国は近年の災害対応の教訓を踏まえ、令和元年以降は毎年防災基本計画の再修正を行っています。

東京都も国の動向等を踏まえ、東京都地域防災計画・震災編の修正を令和元年に、風水害編、大規模事故編、原子力災害編の修正を令和 3 年に、令和 4 年には首都直下地震等による東京の被害想定の見直しを行いました。

一方で、令和 2 年の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた避難所での対応など、さらなる防災力の向上が求められています。

このようなことから、市内の被害を最小限に食い止め、市民の生命・財産を守る、災害に強いまちづくりを目指すべく、また、国の防災基本計画や東京都の地域防災計画の修正との整合を図ることを目的とし、令和 3 年度及び 4 年度において、小金井市地域防災計画の修正を行いました。

2. 計画修正の基本的な考え方

地域防災計画全体の修正方針

- ① 小金井市地域防災計画の編構成は、現行計画と同様とするが、震災編の「第4部 東海地震事前対策」は「第4部 南海トラフ地震等防災対策」（東海地震事前対策を含む。）とし、危機管理（大規模事故等）編には必要と考えられる災害項目を追加、「第8章 N B C災害」は東京都地域防災計画を踏まえて「第12章 CBRNE 災害」に改称する。
- ② 災害対策基本法や土砂災害防止法等の関係法令の改正への対応、避難情報に関するガイドラインや新型コロナウイルス等感染症対策関連、災害対応力を強化する女性の視点等のガイドラインを踏まえる。
- ③ 首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）を踏まえ、市に係る想定地震、想定条件、想定結果等の見直しを図る。
- ④ 南海トラフ地震に係る対策、被災建築物応急危険度判定等の受援対象業務についての対応を明確化する。
- ⑤ 市の国土強靭化地域計画や事業継続計画、その他計画等との整合を図ると共に、広域支援・救助部隊等の受入体制の整備など受援体制の確立について明確化する。

地域防災計画の主な修正事項

【震災編】

- 避難行動要支援者ごとの避難支援計画（個別計画）や地域による地区防災計画等に基づく避難行動要支援者の避難支援
- 小金井市公共施設等総合管理計画に基づく安全対策の推進
- 倒壊のおそれのある危険なブロック塀等の建替えや除却等、安全対策の促進
- 災害マネジメントについて支援が必要な場合における応急対策職員派遣制度の活用
- 発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設、指定避難所等の機能を維持するための電力の確保
- 避難情報に関するガイドラインに記載されている「避難情報等と居住者等がとるべき行動」の市民への周知徹底
- 避難指示等は、発災後の気象予測、大雨警報、土砂災害警戒情報の発表状況、現場からの巡回報告等を総合的に判断して発令
- 避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生防止
- 避難者の感染を防止する対策の実施
- 小中学校における生徒用備蓄の確保
- 災害時のアスベスト飛散防止体制の整備
- 「学校危機管理マニュアル」の活用による学校の防災体制の充実
- 復興まちづくりのための事前準備を行うことの検討

【風水害編】

- 水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画の策定、当該計画に基づく避難誘導等訓練の実施
- 冠水実績箇所周辺等の側溝等の整備・補修・更新の推進
- 「東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針（東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会、令和2年5月改定）」の実施の推進
- 避難行動要支援者がいる家庭の「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供及び円滑かつ迅速な避難への備え
- 「小金井市避難情報の発令基準」、「小金井市避難情報の伝達マニュアル」に基づく避難情報の発令

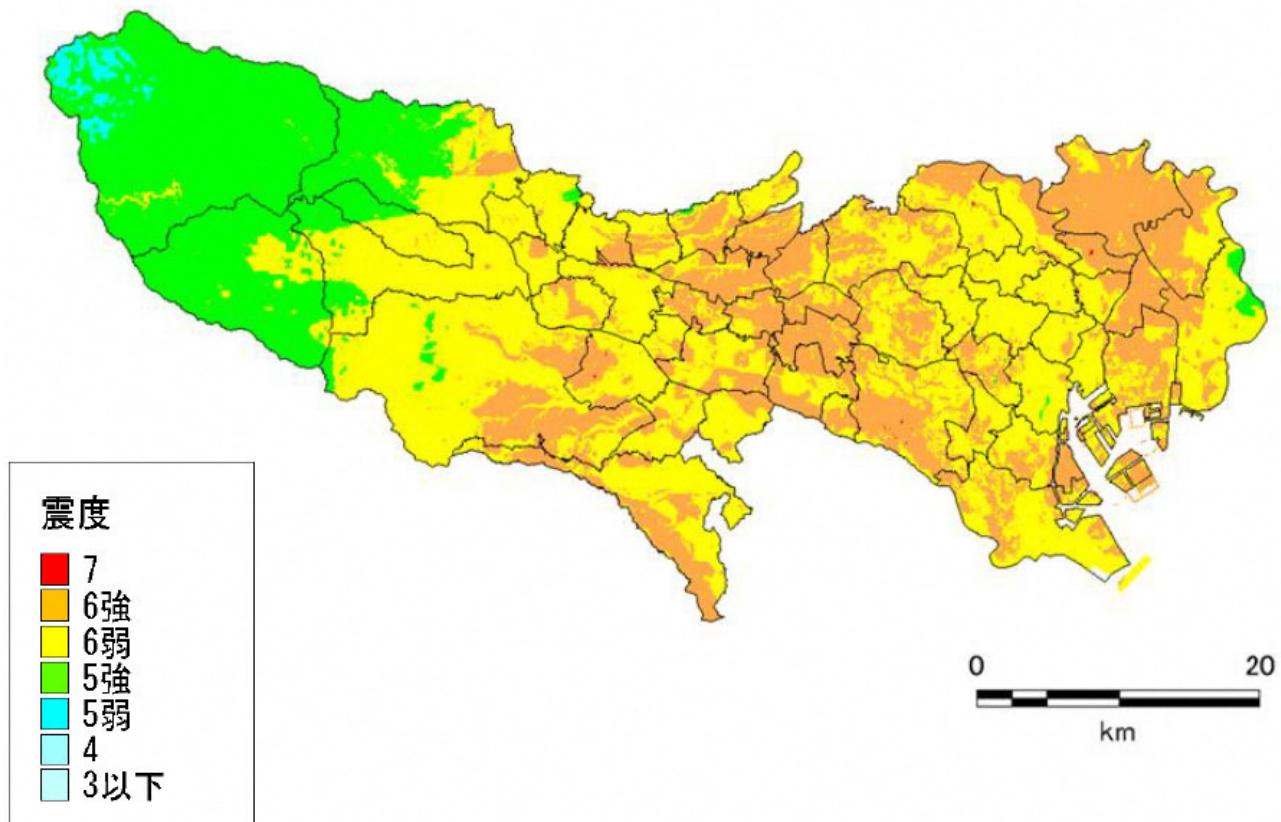
【危機管理（大規模事故等）編】

- 危険物事故、鉄道事故、道路事故、大規模火災事故、原子力災害、富士山噴火降灰対策の追加記載

3. 小金井市の被害想定結果

東京都防災会議が令和4年5月25日に発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえ、小金井市地域防災計画では、小金井市への影響が最も大きい多摩東部直下地震を想定地震とします。

【多摩東部直下地震（M7.3）の震度分布】



【小金井市の被害想定（冬・夕方 18 時、風速 8m）概要】

項目		単位	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帶地震	
夜間人口	(人)	126,074	126,074	126,074	126,074	
昼間人口	(人)	104,257	104,257	104,257	104,257	
面積	(km ²)	11.3	11.3	11.3	11.3	
震度別面積率	5 強以下	(%)	0.0	6.3	0.0	
	6 弱	(%)	25.4	93.7	91.8	
	6 強	(%)	74.6	0.0	8.2	
	7	(%)	0.0	0.0	0.0	
建物棟数	計	(棟)	29,337	29,337	29,337	
	木造	(棟)	23,473	23,473	23,473	
	非木造	(棟)	5,864	5,864	5,864	
原因別建物全壊棟数	計	(棟)	445	61	173	
	ゆれ	(棟)	444	60	172	
	液状化	(棟)	1	1	1	
	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	
原因別建物半壊棟数	計	(棟)	1,567	622	1,190	
	ゆれ	(棟)	1,556	611	1,184	
	液状化	(棟)	10	10	5	
	急傾斜地崩壊	(棟)	1	1	1	
火災	出火件数	(件)	7	2	3	
	焼失棟数	倒壊建物を含む	(棟)	1,565	393	760
		倒壊建物を含まない	(棟)	1,535	379	755
人的被害	死者	計	(人)	49	10	22
		ゆれ建物被害	(人)	14	1	5
		屋内収容物	(人)	2	1	1
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0
		火災	(人)	31	8	15
		ブロック塀等	(人)	2	0	1
		屋外落下物	(人)	0	0	0
	負傷者	計	(人)	662	155	301
		ゆれ建物被害	(人)	450	104	215
		屋内収容物	(人)	54	24	31
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0
		火災	(人)	100	10	26
		ブロック塀等	(人)	58	16	29
		屋外落下物	(人)	0	0	0
要配慮者		死者数	(人)	31	7	14
避難者	発生数（1 日後）		(人)	12,448	3,707	6,991
	発生数（4 日～1 週間後）		(人)	21,091	6,265	10,682
	発生数（1 ヶ月後）		(人)	12,026	3,295	6,580
帰宅困難者		発生数	(人)	19,806	19,806	19,806
都内滞留者		発生数	(人)	107,142	107,142	107,142
閉じ込めにつながり得るエレベーター		停止台数	(台)	23	16	18
自力脱出困難者		発生数	(人)	182	25	61
災害廃棄物		重量	(万 t)	20	5	10
ライフライン	電力	停電率	(%)	8.5	2.3	4.3
	通信	不通率	(%)	5.4	1.3	2.5
	上水道	断水率	(%)	21.1	7.0	10.3
	下水道	管きょ被害率	(%)	4.6	2.4	2.5
	ガス	供給停止率	(%)	49.9	0.0	0.0
物資	食料（万食）	～3 日目	(万食)	7	2	4
		4～7 日目	(万食)	16	5	8
	飲料水（万 L）	～3 日目	(万 L)	6	2	3
		4～7 日目	(万 L)	11	2	2
	毛布	必要量	(万枚)	3	1	1

(資料：「首都直下地震等による東京の被害想定」(東京都防災会議、令和4年5月25日)を一部加工)

※小数点以下の四捨五入により、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

4. 被害軽減と市民生活再生に向けた目標（減災目標）

市は、減災目標を以下のように定め、東京都、防災関係機関、市民及び事業者等と協力して災害対策を推進し、着実な防災力の向上を図ります。

目標1：死者を6割以上減少させる

- ① 建物の倒壊による死者を6割以上減少させる。
- ② 火災による死者を6割以上減少させる。
- ③ 建物の全壊・焼失棟数を6割以上減少させる。

主な 施策	●建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進、ブロック塀等の安全化
	●木造住宅密集地域等の安全化、防災ネットワークの形成
	●消防力の充実・強化、市民や事業所の火災対応力の強化
	●救出・救護体制の強化、避難行動要支援者の避難支援体制の強化

目標2：避難者を6割以上減少させる

- ① 自宅や事業所で生活を継続できる自助・共助の推進により、避難者を6割以上減少させる。
- | | |
|----------|---|
| 主な
施策 | 目標1で掲げた対策に加え、次の対策を推進する |
| | ●自助の備えとして、3日分以上（できれば1週間分程度）の食料・水の備蓄等の推進 |
| | ●自宅で生活を継続する仕組みの推進 |
| | ●生活の継続を可能とする性能を備えた住宅の普及促進 |

目標3：迅速かつ的確な災害対応が図れる体制を確立する

- ① 市の危機管理体制と関係防災機関等との連携により、迅速かつ的確な災害対応が図れる体制を確立する。
- ② 災害対策拠点の機能強化を図り、発災後における災害対策において確実に機能が発揮できるようにする。

主な 施策	●各種マニュアルの整備、実践的訓練の継続的な実施
	●避難情報の伝達体制の強化
	●学校や保育園等における子どもの保護対策の強化
	●災害時の総合的な医療救護体制の充実
	●円滑な避難所の開設・運営が行えるよう、学校、地域、市の連携体制を確立
	●市庁舎等公共施設の防災機能の整備・充実の推進

目標4：ライフラインを60日以内に95%以上回復する

【ライフラインの復旧目標】

電力：7日以内、通信：14日以内、ガス：60日以内、上水道：30日以内、下水道：30日以内

- ① ライフラインの復旧目標に基づき早期回復に努めるとともに、自宅での生活継続ができる
自助・共助の推進等を進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。

主な 施策	●ライフライン事業者における施設・設備の耐震化等の推進、復旧体制の整備 ●水管及び下水管等における耐震化の推進
----------	--

目標5：帰宅困難者の安全を確保し、駅周辺の混乱を防止する

- ① 企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により、帰宅困難者の安全を確保し、駅周辺の混乱を
防止する。
② 保護者が帰宅困難となった場合の子どもの保護等の対策を推進する。

主な 施策	●各事業所における施設内待機のための計画策定、3日分備蓄の確保等 ●駅周辺等における一時滞在施設の確保 ●駅周辺の町会・自治会（自主防災組織）や事業者、鉄道事業者等による帰宅困難者対策 協議会の設立 ●災害時帰宅支援ステーションの周知 ●各学校や保育園等における、乳幼児・児童等の保護マニュアルや緊急連絡体制の整備、 備蓄の確保等
----------	---



災害時帰宅支援ステーション

※災害時帰宅支援ステーションでは、水道水・トイレ・テレビ及びラジオからの災害情報の提供を行ってこととしています。

5. 小金井市地域防災計画の構成

小金井市地域防災計画（令和5年3月修正）は、「震災編」「風水害編」「危機管理（大規模事故等）編」及び「資料編」で構成されています。

構 成		内 容
震災編	第1部 災害に強い小金井市を目指して	計画の前提や基本方針
	第2部 施策ごとの具体的計画 (予防対策・応急対策・復旧対策)	災害に備えて事前に取り組むことや災害発生時の応急復旧対策
	第3部 災害復興計画	復興の方針・手順等
	第4部 南海トラフ地震等防災対策	南海トラフ地震の発生に向けた対応（東海地震事前対策を含む）
風水害編	第1部 風水害に強い小金井市を目指して	
	第2部 災害予防計画	
	第3部 災害応急・復旧対策計画	風水害時での対応
	第4部 災害復興計画	
危機管理 (大規模事故等)編	第1章 計画の目的、対象	
	第2章 市の危機管理体制	
	第3章 危険物事故	
	第4章 航空機事故	
	第5章 鉄道事故	大規模事故等発生時の対応
	第6章 道路事故	
	第7章 ガス事故	
	第8章 大規模火災事故	
	第9章 大規模停電	
	第10章 大規模断水等	
	第11章 大雪対応	
	第12章 CBRNE災害*	※今回、新たに危険物事故、鉄道事故、道路事故、大規模火災事故、原子力事故、富士山噴火降灰対策を追加
	第13章 原子力事故	
	第14章 富士山噴火降灰対策	
資料編		本編に関連する資料、規則、協定、様式等

*CBRNE(シーバーン)とは、化学(chemical)・生物(biological)・放射性物質(radiological)・核(nuclear)・爆発物(explosive)の頭文字を取ったもので、これらによって発生した災害を CBRNE 災害と言います。

II 震災編の概要

第1部 災害に強い小金井市を目指して

市、市民、事業者の基本的責務について、以下のとおり定めています。

【基本理念】

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためにには、次の2つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす市とが、それぞれの責務と役割を明らかにしたうえで、連携を図っていくことが欠かせません。

- 「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方
- 地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方

【市の責務（公助）】

市は、災害対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命・身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保し、被災後の市民生活の再建・安定、並びに都市の復興を図ります。

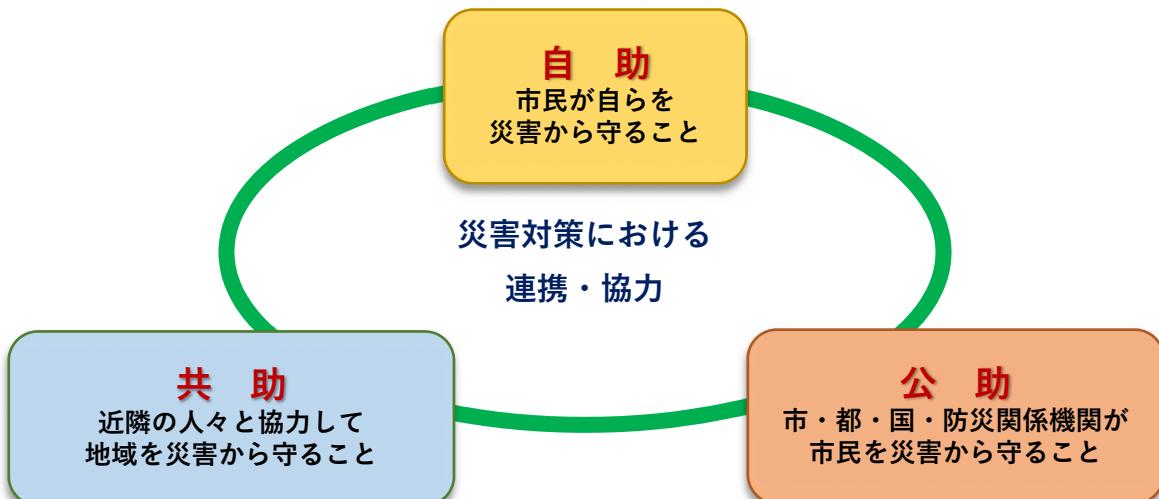
また、市は、被災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため、必要な体制の確立及び資機材の整備に努めます。

【市民の責務】

市民は、災害による被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、地域社会の一員として相互に協力し、市民全体の生命・身体及び財産の安全の確保に努めます。

【事業者の責務】

事業者は、市その他の行政機関が実施する災害対策事業及び市民が協力して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、災害の防止、被災後の市民生活の再建及び安定並びに都市機能の復興を図るため、最大限の努力を払います。



第2部 施策ごとの具体的計画

1. 市民と地域の防災力の向上

【到達目標】

- 全市民が自助の備えを講じている
- 自主防災組織の活動活性化及び避難行動要支援者への避難支援体制の構築
- 地域との連携を含む事業所防災体制の強化
- 円滑なボランティア活動の推進
- 消防団活動体制の充実による消防力の向上



【対策の方向性】

- 備蓄、耐震化による家屋の安全対策、家具の転倒・落下防止対策の推進、防災訓練への参加等を推進
- 必要な防災意識の啓発や総合的な防災教育の推進を図るとともに、障がい者や外国人への情報提供や防災知識の普及等を推進
- 自主防災組織の結成を促進するとともに、支援内容を充実強化
- 避難行動要支援者の避難支援体制の構築を推進
- 事業所防災計画の作成促進、防災訓練等への参加による事業者と地域の防災力向上を促進
- 災害時における大学と地域の連携促進
- 小金井市社会福祉協議会、市民活動団体等との連携を強化するとともに、災害ボランティアコーディネーターの養成等、ボランティア活動体制の強化を推進
- 消防団員の募集活動の強化と対応能力の向上

【自助による市民の防災対策】

- 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 日頃からの出火の防止
- 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止
- ブロック塀の点検補修等、家の外周りの安全対策
- 水（1人1日3㍑目安）、食料、医薬品、携帯ラジオ等、非常持出用品や簡易トイレの準備
- 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 買い物や片付けなど、日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
- 在宅避難に向けた食品や生活・衛生用品の備え、日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）
- 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- 市・都及び自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 避難行動要支援者がいる家庭における、「避難行動要支援者名簿」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え

- 地域設置消火器等及び救助資機材の点検、設置場所等の確認
- 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
- 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災等への寄与
- 住宅用燃料電池コージェネレーションシステムや蓄電池システム等の準備

【地域における共助の推進（自主防災組織等の強化）】

- 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- 初期消火、情報伝達、救出救助、応急救護、避難等各種訓練の実施
- 消火、救助、炊出資機（器）材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレ等の備蓄
- 地域設置消火器及び救助資機材の点検、設置場所の確認と地域住民への周知
- 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の個別支援プラン（個別避難計画）作成等、災害時の支援体制の整備
- 地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
- 行政との連携・協力体制の整備
- 要配慮者や女性の視点を踏まえた避難所運営支援

【事業所防災体制の強化】

- 社屋内外の安全化、防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分を目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- 重要業務継続のための事業継続計画（BCP）の策定
- 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映（可能な範囲で行政機関や他企業等との連携、地域における帰宅困難者対策等の取組みへの参加等についても明記）
- 組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立等、地域社会の安全性向上対策
- 小金井市商工会、東京経営者協会等、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
- 外出者と事業者がとるべき行動の指針となる「行動ルール」の遵守
- 事業所自衛消防隊の防災体制の充実、強化
- 事業所防災計画の作成
- 緊急地震速報受信装置等の積極的活用
- 要配慮者利用施設における、介護保険法関係法令等に基づく、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画の作成



2. 地震に強い都市づくり

【到達目標】

- 地震に強いまちづくり
- 建築物の耐震化及び安全対策の促進
- 延焼等の防止



【対策の方向性】

- 延焼遮断帯、避難道路及び避難場所、備蓄倉庫等、多様な防災拠点の整備、生け垣化等への誘導を支援
- 建築物の不燃化、耐震化への誘導を支援
- ライフライン施設の計画的な維持管理、耐震性、代替性の確保及び無電柱化を推進
- 空家等の発生予防、適正管理及び利活用の促進
- 狭あい道路や行き止まり道路の解消、主要生活道路の整備、公園の整備や農地の保全等、身近な避難場所や避難道路を整備
- 避難、救急救助、救護活動等の情報ネットワークを構築
- ソーシャルメディア（市公式Twitter等）の活用による情報手段の多重化・多様化
- 住宅や民間特定既存耐震不適格建築物、特定緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震診断、耐震改修等を促進
- 家具等の転倒・落下・移動防止対策への積極的な意識啓発を推進
- 消防水利及び地域の消火用水を確保
- 消火器、消防用設備、消火資機材等の適正な設置、消防活動体制の整備強化

3. 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【到達目標】

- 幹線道路網の整備及び特定緊急輸送道路の沿道建築物や橋りょうの耐震化
- 水道・下水道施設の耐震化
- 非常用発電設備の整備推進及び燃料確保体制の整備



【対策の方向性】

- 道路ネットワークの整備、道路・橋りょう等の安全確保、交通規制、鉄道の安全確保と早期復旧、ソフト・ハード両面の対策を進め、発災後も交通・物流機能を維持
- 水道・下水道施設等の耐震化や、被害発生から復旧までのバックアップ機能確保、早期復旧に向けた仕組みづくり等、ライフライン機能確保に向けた対策の実施
- 公共施設等の自立・分散型電源の確保及び非常用発電機等の燃料確保の取組みを推進
- 発災後も市民生活を維持できる再生エネルギー活用等の取組みを促進

4. 本部体制及び応急対策力の強化

【到達目標】

- 実効性の高い初動・本部配備態勢の構築
- 計画の修正を踏まえた事業継続体制等の強化
- 遠隔地の自治体を含めた自治体等との連携強化に向けた関係強化



- 救出活動や復旧活動等の拠点の確保、整備

- 被災地等支援体制の確立

【対策の方向性】

- 小金井市で震度5強以上の地震が発生した場合は、全職員が参集することとし、速やかに小金井市災害対策本部を設置できるように規定
- 消防、警察、自衛隊等との連絡調整機能を強化
- 事業継続計画の見直しや受援計画の策定により事業継続体制を強化
- 遠隔地との協定の締結及び近隣自治体等との連携を推進
- 応急活動拠点としての利用について、都と協議を推進
- 被災した地域の事情や要望に対応した実行可能な範囲での的確かつ効果的な支援体制の整備

5. 情報通信の確保

【到達目標】

- 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制の確保
- 住民等への情報提供手段の整備
- 安否確認ツールの利用の拡大



【対策の方向性】

- 防災行政無線による機能強化等、行政機関内部及び外部機関との情報連絡体制を強化
- 新たな情報提供ツールの活用を推進とともに、要配慮者や情報弱者等に配慮した、住民のニーズに合わせた情報提供方法等の構築
- 災害用伝言ダイヤル等の安否確認ツールの利用経験の促進

6. 医療救護等対策

【到達目標】

- 災害医療コーディネーターと医療救護活動拠点が連携した災害医療体制を構築
- 医薬品等の確保に向けて、安定した供給体制の構築
- 病院等の耐震化促進及び災害拠点病院・医療拠点病院との連携
- 在宅療養者対策や慢性期医療対策の充実
- 検視・検査体制の構築



【対策の方向性】

- 小金井市災害医療コーディネーターと医療救護活動拠点が連携した、初動医療体制を確立
- 関係各部、消防、警察、自衛隊等と連携し、医療救護活動を推進
- 都及び医療関係団体と連携し、医薬品の供給体制を強化
- 市内の医療機関との連携体制、各医療機関におけるライフライン機能等の強化
- 在宅療養者対策や慢性期医療対策の充実
- 民間事業者等と連携して取り組む体制の整備

7. 帰宅困難者対策

【到達目標】

- 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底
- 一時滞在施設の量的拡大
- 帰宅支援対策の充実強化
- 安否確認ツールの周知及び情報提供手段の整備
- 帰宅困難者の子ども等の安全確保体制の確立



【対策の方向性】

- 帰宅困難者対策条例を市民及び事業者に周知していく。
(従業員への帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設利用者の保護、学校等における児童・生徒等の安全確保)
- 一時滞在施設の確保
- 帰宅支援対策の充実
- 情報通信基盤の整備
- 帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒）等の安全確保体制の確立

8. 避難者対策

【到達目標】

- 要配慮者への支援体制整備
- 避難所の確保
- 女性や要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制の確立



【対策の方向性】

- 住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進
- 民間施設の活用を含め避難場所、避難所の指定拡大
- 避難所のマンホールトイレ等必要な設備の改修
- 避難所における安全性の確保、女性や要配慮者のニーズへの対応、車中泊等への配慮等、運営体制の整備
- 縁故先やホテル等の避難先の確保、在宅避難の推進、家庭内備蓄の実施等、自主避難の促進

9. 物流・備蓄・輸送対策の推進

【到達目標】

- 発災後3日分の物資の確保と強固な調達体制の構築
- 備蓄倉庫等の整備
- 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築



【対策の方向性】

- 被害想定に基づき備蓄物資を確保し、特に、女性・乳幼児・高齢者・障がい者等の個別ニーズの対応を図る。
- 事業者との災害時協定の締結を推進
- 都の応急給水施設や仮設給水栓等から、町会・自治会等が円滑に応急給水活動を開始できる

よう体制を整備

- 市立小中学校への震災対策用井戸の設置、民間所有の震災対策用井戸の拡充
- 備蓄倉庫の増設や施設等での備蓄スペースの確保
- 地域内輸送拠点や備蓄倉庫から各避難所への円滑な物資輸送体制の整備

10. 放射性物質対策

【到達目標】

- 府内、関係防災機関との情報連絡体制の強化・構築
- 適切な情報提供による市民の不安の払拭



【対策の方向性】

- 府内体制の強化と関係機関との情報連絡体制の構築
- 市民の不安払拭のための情報提供体制の構築

11. 住民の生活の早期再建

【到達目標】

- 生活再建のための「罹災証明書」発行手続き等の迅速化
- 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保
- ごみ、がれきの広域処理体制の構築
- 応急仮設住宅の供給



【対策の方向性】

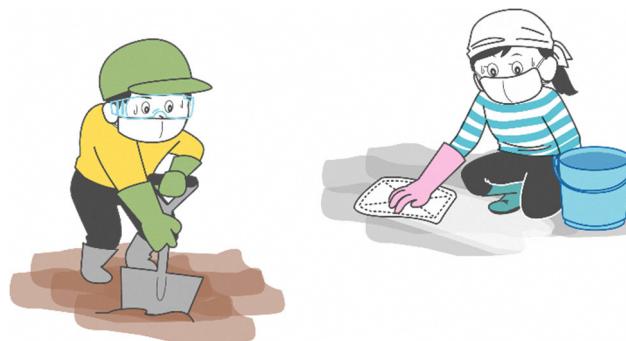
- 罹災証明書を発行する「被災者生活再建支援システム」の円滑かつ迅速な業務遂行に向けた体制整備
- 義援金を迅速に配分できる体制を構築
- 下水道管被害を最小化するために下水道管の耐震化を推進
- 避難所となる公共施設について、マンホールトイレ等必要な設備を改修
- 災害用トイレの確保（多様な災害用トイレの備蓄及び民間との災害協定を締結等の検討）
- し尿の収集・運搬に関する調整の推進
- ごみ・がれきの集積場所の確保、広域処理体制の構築
- 都と連携した応急仮設住宅の供給



第3部 災害復興計画

速やかに方針を定めて復興を進めるため、以下の項目について示しています。

- ① 復興の基本的考え方
- ② 復興組織・体制の整備
- ③ 災害復興総合計画の策定
- ④ 地域力を活かした分野別の復興プロセス



第4部 南海トラフ地震等防災対策

南海トラフ地震に関する臨時情報が気象庁から発令された場合に、地震被害の発生の防止又は被害の軽減を図るため、以下の項目について示しています。

- ① 南海トラフ地震等防災対策
 - 南海トラフ地震に関する情報（南海トラフに関する情報の発表、「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと付記する条件、南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ）
- ② 東海地震事前対策
 - 東海地震事前対策の考え方
 - 市、都及び関係防災機関の役割
 - 災害予防対策
 - 東海地震に関する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置
 - 警戒宣言時の応急活動態勢
 - 市民・事業所等のとるべき措置

III 風水害編の概要

近年多発する局所的集中豪雨等に対応するため、大規模水害時の広域避難対策や、災害対応力強化の取組を示しています。

災害予防計画	<ul style="list-style-type: none">① 豪雨対策（総合的な治水対策）② がけ崩れ対策等③ 都市型水害対策④ ライフライン施設及び道路、交通施設対策⑤ 地域防災力の向上⑥ 訓練計画	
災害応急・復旧対策計画	<ul style="list-style-type: none">① 応急活動体制の確立② 情報の収集・伝達③ 水防及び土砂災害対策④ 避難指示等	
災害復興計画	<ul style="list-style-type: none">① 災害復興計画	

IV 危機管理（大規模事故等）編の概要

災害対策基本法に定義される大規模事故等を基本とし、広く市民の生命、身体、財産を脅かす危機を対象に、その初動態勢、応急対策等の危機管理対策を定めています。

市の危機管理体制	<ul style="list-style-type: none">① 危機に対する組織体制② 予防対策③ 応急対策
対象とする危機別の対応	<ul style="list-style-type: none">○危険物事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故、ガス事故、大規模火災事故、大規模停電、大規模断水等、大雪対応、CBRNE 災害、原子力事故、富士山噴火降灰対策について、対象とする危機別に、予防対策、応急対策を示した。

小金井市地域防災計画 概要版

令和5年3月

発行：小金井市総務部地域安全課

住所：東京都小金井市本町 6-6-3

電話：042-387-9807（直通）